

第六十一回 参議院建設委員会會議録第二十三号

昭和四十四年六月二十六日(木曜日)

午前十時十九分開会

委員の異動

六月二十五日

辞任

田中 一君

補欠選任

中村 英男君

六月二十六日

辞任

中村 英男君

補欠選任

田中 一君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

上田 稔君

小山邦太郎君

高橋文五郎君

塚田十一郎君

中津井 真君

林田悠紀夫君

柳田桃太郎君

米田 正文君

田中 一君

中村 英男君

松本 英一君

二宮 文造君

宮崎 正義君

高山 恒雄君

春日 正一君

国務大臣

建設大臣

坪川 信三君

政府委員

建設大臣官房長

建設省河川局長

事務局側

常任委員会専門

説明員

建設省計画局宅

地部長

建設省住宅局建

築指導課長

前川 喜寛君

播磨 雅雄君

中島 博君

志村 清一君

坂野 重信君

本日

の会議に付した案件

○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

案(第五十八回国会内閣提出、第六十一回国会

衆議院送付)

○委員長(大和与一君) それではただいまから建

設委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。昨二十五

日田中一君が委員を辞任され、その補欠として中

村英男君が選任されました。

前回に引き続き、急傾斜地の崩壊による災害の

防止に関する法律案を議題とし、質疑を行ない

ます。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○沢田政治君 この法律のねらいですね、焦点が

ちよつとわからんです。というのは、急傾斜地に

おける災害を、人家等があったならば災害を起こ

さないようにまあ工事をするとか、そういうこと

をねらいにしておるのか。たとえば、その反面に

そういうところのうちとか、建築物を人間が立ち

寄るような施設をつくらせないように予防するの

か。これはとりやうによつてはどっちにもとれる

ので、前者をねらっているのか、後者をねらって

いるのか。その焦点を明らかにしてもらいたい

と思うのです。とりやうによつては、どっちにも用途

制限をするような傾向にとれるし、現存する建築

物を災害を未然に防止するよう一つの作用も考

えられるので、その点を明確にしてもらいたい

と思うのです。

○国務大臣(坪川信三君) たいへん恐縮でござい

ますけれども、ただいま沢田先生から御指摘にな

りました御質問に先立ちまして、現時点における

梅雨前線豪雨の被害状況を御報告させていただきます

たいと思います。委員長よろしくごさいまし

うか。――では、さようにいたします。

大体、地点を申し上げますならば、静岡県、兵

庫県、岐阜県、愛媛県、大阪府、奈良県、京都

府、徳島県、山口県、鹿児島県、宮崎県、高知

県、以上申し上げました県における被害状況を

中心に申し上げますならば、いまの九時現在とし

ましての全壊家屋が三むね、半壊が一むね、床上

浸水が三百四十一戸、床下浸水が九千九百九十八

戸、田畑の冠水が五百十九ヘクタール、山くずれ

が百七十六カ所でございます。

また土木施設被害といたしましては、直轄道路

が三カ所、補助道路が百八カ所、以上が現時点に

おけるところの被害状況でございます。

ただいま御質疑になりました沢田議員の御質問

にお答え申し上げますが、あくまでも

御承知のとおりに本法案のねらいは人命尊重とい

う、とおと人命にかなう、関連する諸般の措

置を講じたいということが最大の目標、ねらいで

ございまして、御指摘、御要望になりましたそ

れぞれの二点について、私といたしましては関連

を持ち、そしてそれを並行的に施策を万全を期す

ることによって人命尊重につながる大事な仕事

と、こう考えておりますので、この点御理解いた

だきたいと思ひます。

○沢田政治君 たしか、建築基準法の三十九条

だったと思いますが、災害地区指定ですか、こう

いうものの実効はたして効果的に行なわれてい

るかどうかと、こういう点について若干の疑問を

持つわけですね。私はこの法律の災害というのはい

かなる手段を講じてこれを防止するということ

は、これはけっこうなこと、この姿勢に対して

は何も反対しないし、目的に対しては反対しない

わけですが、またたに法律を乱造しても、

はたして実効があがっているかどうかということ

は、立法の立場において考えるべきことじゃない

かと思うのです。そういう意味で建築基準法に

おけるそういうような災害地域指定、そういうと

ころにやはり河川敷とか、そういうところに住宅

をつくらせないとか、そういうところを明らかに指

定しなくちゃならぬし、出水、浸水のおそれの

あるところは、やっぱり住宅等をつくらせないとい

うのは当然だと思ひます。ところが、去年、当

委員会が青森県の五所川原市というところ、

ね、視察させていただいたわけですが、ところが、

相当住宅団地になっているわけですが、床上浸

水――相当広範な床上浸水にあったと、こういう

被害状況も聞いてまいったわけです。地域指定、

そういう危険指定があるのだから、建築基準法に

よつても、なぜそういうものをどしどし指定して

住宅をつくる前にここに住宅をつくらなければ、こ

れはもう災害危険区域なんだからつくっちゃいか

んよという、そういう何というか、事前に効果的な

措置をしなかったか、こう思ひます。これ全

国的にどうなっているかわからんけれども、そう

いう一つの事実をわれわれ見えておるので、こ

ういう法律をつくつても、実際には指定は行なわ

れずに、災害が起つてから、これはたいへんだ

ということになる可能性と危険性があるので、や

はりそういう建築基準法にいう災害危険地域の指

定というものは、はたして有効的に事前にやはりそういうような事故防止ということにどういう功罪を持っているのか、この点を明らかにしてもらいたいと思うのです。

○政府委員(坂野重信君) 詳細は建築基準法の担当の方が見えておりますので、あとで御報告あるかと思いますが、まあ実体的には、こういう制限等の関係ある中で、自然現象的なきわめてむずかしい問題を扱うということで、従来は五カ所、大阪府、それから北海道の浜中町、札幌市、名古屋、飯田市等が災害危険区域に指定されている状態でございます。

本法につきましては、これは従来の建築基準法のままと違ひまして、本法が成立いたしますという、まず急傾斜地の崩壊による危険区域を指定いたしました、そういったものと、それに伴って、当然今度は災害危険区域、建築基準法に基づいて災害危険区域を指定するということを義務づけておりますので、この急傾斜につきましまして、この法律ができますと、相当災害危険区域の指定というものは前進すると私は思っております。また、私どももそういう方向に行政指導をしていきたいと思うわけでございます。いままでの建築基準法に基づく災害の危険区域の功罪等につきましては、住宅局のほうから御答弁をお願いしたいと思ひます。

○説明員(前川喜寛君) お答えいたします。

建築基準法の三十九条の災害危険区域の指定でございます。これはこの区域の指定、それから制限内容、それがすべて地方公共団体の条例にまかされていくわけでございます。それで、この中身にいたしまして、建築基準法は、もともとどちらかといえば安全に建物をつくれというふうな方向の規定でございます。あぶないものは安全にしるというふうな規定でございますが、この災害危険区域の規定に關しましては、初めからこはつくつちやいけないという制限までできるようになっているわけでございます。特にこれはつくつていけないのは、住宅の用に供するものというも

のにつきましましては、地元地方のものできるだけ制限をして、安全にして、事故を起こさないようにというふうな制限ができるようになっておりますが、そのほかのものは、やはりその根っこからだめだというふうな規定にはならないわけでございます。そういった点で、災害危険防止を活用しようという点につきましましては、お説のとおりだと思います。いまのような非常にきつい制限でございます。そういう意味で、なかなか実際問題として指定しにくい。そういったことがありまして、この実際に指定されておる区域が非常に少ないというふうな点で、これはわれわれとしても非常に遺憾と思ひます。今後とも極力積極的にやりたい、指定するように指導したい、このように考えております。ただ、いわばそういったことで、規制だけで、いまのような住宅の用に供するものを根っこからアウトにするというふうな制限では非常にやりにくい。今度急傾斜地の法律につきましましては、そこでもいろいろな事業をやっていたら、それとの一環で考えればまたあぶないぞ、だから、だめだと、こういうふうにしていただくと、われわれとしても、非常にこういった地域の指定が促進されるのじゃないか。このように考えております。

○沢田政治君 比較的正直に答弁されたわけですが、そうだと思うんですね。もちろんこの急傾斜地の法案にしても、建築基準法にしても、指定だけではすべてが解決しないというところは、これははっきりしています。だけれども指定さえもろくにできないわけでしょう、いろいろな事情で。そういう權威のないような法律だったら、これはもうしようがないと思うんですね。だから、やはり一つの目的、前提を置いてつくった法律であるならば、指定だけで片づくとは思ひぬけれども、やはり人命尊重、こういう角度からやっぱりどしどし指定していかねば法律をつくった価値がないですね。そういうことを憂慮するから、私、申し上げているわけですよ。そういう意味で、やっぱり河川局長、これは法律をつくつ

たならば、これはいろいろな事情も出てくるでしょう。たとえば急傾斜地の災害危険区域に指定されると何か土地が安くなるとか高くなるとか、そういう思惑もあるでしょうし、いろいろな動きや思惑があると思うんだけれども、やっぱり法律のねらいとするところを明確に指摘していくと、人命尊重とかそういうものが優先だと、こういう態度をやっぱり行政の立場からとってほしいと思うんですね。そういうことは、これは意見じゃなく要望しておきます。

それと田中同僚議員が非常にことばを尽くして、一体受益とは何だと経費負担の問題と関連して質問しているわけですが、私の受益というのは何だか、この場合ですよ、受益というのは何だか……たとえば今度の経費負担の問題でも二分の一以下ですね、国は大体四〇％、地方公共団体が四〇％、あとは受益者負担が二〇％、これは個人になるか地方の市町村になるか、大体そういう構想が明らかにされておるわけですが、その際の受益とは何かと、経費を公平に負担するということがおかしいけれども、まずその前提として受益というのは何だかということですよ。といひますのは、まあ、こういうふう聞いていったんじゃ何を質問しているかわからぬと思うんだけれども、私なら私が生命の危険を守られたと、たとえば私共宿舎におりますけれども、ここまでは間に交通事故がなかったのどこへ来れたと、きょう一日事故がなかったと、これも受益かも知れぬですね、ある意味では。そういうものを受益とか、経済的な金銭的なそういうような恩恵を浴したと、余波を受けたと、こういう場合を受益というのか、やはりこの法律における受益者負担の受益という内容は、そういうものは何ですか。これをこまかく分けてこういうものは受益というんだと、益を受けているんだと、こういう点を明確にしたいと思ひます。

○政府委員(坂野重信君) この法律でも受益者負担をとる場合には、明らかに受益が明白であるという場合に限って取るということをいっております。すので、それではどういう場合にその受益の程度が明らかであるかと、受益がはっきりしているかという問題、これは非常にむずかしい問題であると思ひ思っております。しかし、著しく明らかに受益を受けるという場合に、たとえばやはり先生のおっしゃる通りに、金銭的に算定できるというのが、これが第一次的じゃないかと私も思うわけでございます。たとえばその防止工事によって非常に危険な区域というものが明らかに安全になつてきたということになりますと、地価もおそらく高騰してくると、土地の利用率、利用度というものが上がってくると、土地の価値が上がってくるというもので、そういうものは明らかに計算できると思うのでございます。そういうものが主体でございまして、消極的には人命の問題になつてまいりますが、なかなかこれはむずかしいわけでございまして、しかし家財がそういった災害から守られるということになつてまいりますと、これも計算のしようによつては計算できるもの、そういうものが主体になつて考えざるを得ない。人命を何を守つたからどうだというのはちよつとむずかしいと思ひますので、そういう場合に極端に受益が金銭的に算定できるものが明らかであつて、それが相当の程度の受益であるという場合に限って受益者負担というものを取り得るんだと私は考えております。実際問題としてはケースバイケースで、非常にむずかしいことは私もよくわかつておりますが、今後ともひとつそういう算定のしかたあるいは算定の方法等につきまして、御指導を得て今後十分検討して、実際の法律が施行されるまでに明白にひとつしてまいりたいと、さように考えております。

○沢田政治君 田中委員が時間をかけて質問をしたのは、ここにあるわけですね。受益者負担が原則的には悪いと言っているのじゃない。その特定の個人がそのために家がつぶれるのを守られた、あるいは可能性としては崩壊した土地の下になつて死んだであらうものが守られた、こういうもの

を何というか、利益を受けたのだから負担せよというのでは、おそらく私は何十年も住んでいたのですから、何もやってくれなくてもいいという者がでてきて、法律としては運用できぬじゃないか、こういう点を言っているわけですよ。だからいま局長が言われたように、土地の利用価値が非常に上がった、売った場合でも、これは高く売れる。また危険だと思っておったものが、工事を施行して工場をつくって、そうしてある程度の収益を上げた。こういうように物理的に何かの利益があつた場合には、経済的に利益があつた場合には、受益応分負担、こういうものは考えられていと思うのですよ、そのために利益を得るのである。ただ単に家がつぶれるのを守つたとか土砂の下敷きになるのを守つたとか、これは国としては最低の政策としてもやるべき義務だと思ふのですよ。人命を守つたということだけで受益者負担ということになると、交通事故にあわなくてあなたがこゝまで来れたのは受益者負担、こういうことになるのですよ。そんなものは受益者負担にならぬと思う。そういうことだから、規則でやるか政令でやるかは別としても、必ずこの問題がやはり問題になつてくる可能性があるから、やはりはつきりした基準といひますか、そういうものは何でやるかは別として、役所として早くきちんとしてもらいたい。ケースバイケースということでは、ケースバイケースが出てきて考えるということじゃなくて、可能性があるのだから、いまでもこれを議論しているのですから、その点をはつきり明確にしておいていただきたいと思いますが、いかがですか。

○政府委員(坂野重信君) 全く先生の御指摘のとおりでございます。法律が施行されるまでに、できるだけそういった方法論等について十分検討してまいりたいと思ひます。

○沢田政治君 この前も三十度云々の問題ですね、これは宅地規制法ですか何かからとっていると思うのだが、質問されたわけですが、私は地質のほうは若干経験したことがあるのです。三十度というこの線の引き方、これは悪いとは言わぬけれども、ちょっと無理があると思ふのです。四十五度の全く直立しているところでは、地質構造いかんによっては全然これは崩壊の危険がないわけですね。やっぱり二十五度、三十度でも地質構造で、これは地球がつくられる場合、人間が科学的に測定して地球を創造したわけじゃないから、いろいろな地質があると思ふのです。そういうことですから、三十度ということにこだわらずに、三十度という一つのラインを基準にしてもけっこうですね。それと同時に、地質構造を加味してやはり崩壊あるいは何というか、地すべりの危険、そういうところに若干の幅を持たしたほうが法律の運用としてはかえつていいのじゃないか。やっぱり三十度ということになると、法律ですから三十度というものを守らなければなりません。だからこの法律の目的としているところを非常に窮屈に狭めていけるのではないか、こういう感じがする。常識的な感じを持つわけです。これはどうですか、絶対に三十度に固執しなくちゃならぬ理由がありますか。

○政府委員(坂野重信君) 三十度の問題につきましては、先般お答えしたとおりでございますが、やはり現象的に私どもの調査では、この急傾斜地の崩壊による発生の頻度というものを調べてまいりますと、三十度を境にして、そこで、まあ不連続点といひますか、変曲点が現象的にあるわけでございます。まして、もちろんこの法律に三十度とうたいましたのは、定量的に急傾斜度というものが明確にうたいやすいといひますか、傾斜度については定量的にきめられる要素でございますので、傾斜度だけ分けたわけでございますが、先生の御指摘のとおり、確かに地形、地質の問題がございます。したがって、指定にあたりましては、傾斜度のほかに、地形、まあたとえば急傾斜面の長さとか面積あるいは高さとか、それから地質につきましては、たとえば九州、中国等のシラス地帯であるとか、あるいは非常に風化した花崗岩地帯だとかいうところは、地質的にも非常に脆弱でございます。まあその他、水の含む度合い、地表水、地下水等の状況等についても、十分総合的に配慮した上で、実は指定するということにいたしておりますので、この点をひとつ御了承願ひたいと思ふのです。

○沢田政治君 それから、急傾斜地崩壊危険区域内における土地所有者ですね、皆さんが工事指定して工事しようと思ふ。そうすると、若干この受益者負担というものが、何というか、あらかじめ皆さんから、あんたも幾らかの受益者負担というものをもしてもらわなきゃ困る、こういうお話し合いが皆さんのほうから、あるいは役所を通じてあると思ふのです。その場合受益者負担を取られるのであるならば、もうこの土地に住みたくない、こういう、何というか、金を出してまでここにおる気はない、いっそ国なら国がこれを買ってくれぬか、買い取り請求権までいかぬけれども、買い取りを請求された場合、これは一体どうなりますか、買いますか、買いませんか。あなただ、どっかかたてに行つてくれという冷たい態度で、はばけておきますか。この辺は明確じゃないので、いかがですか、これは。

○政府委員(坂野重信君) まあ人工がけと自然がけと分けてお答えしたいと思ひます。人工がけにつきましては、この法律にうたつてございますように、まあ人工がけで、人工的にそういう何かのけに手をかけ、あるいは人工的にうたつてございまして、それがどうも適切でないというような場合には、まあ非常に、しかもそれが故意に何らか行なわれていふという場合には、できるだけそういういた悪質の宅地業者等に命令をして、再工事の施行をできるだけやらすというようにも考えております。

それから、まあ自然がけにつきましては、先生おっしゃいますように、個人に防止工事をやらせることが非常に困難であるとか、不適当な場合にございまして、まあ都道府県がみずからの責任において土地の買収をし、そしてみずから工事をするということになっておりますので、まあ田中先生に私もお答えいたしましたように、そういう場合には、ひとつできるだけ、そういう条件に合つて場合には、積極的にひとつ都道府県において公共的な、そういう防止工事を実施したいというふうなことも考えておりますので、その辺の実際に当たりまして、その辺の運用よろしきを得たいと思つておるわけでございますが、ただ、まあ都道府県が土地を買ひ取つて、向といひますか、個人の義務を代替するといひますか、そういうようなことは、少なくとも人工がけについては考えていないわけでございます。自然がけにつきましては、できるだけそういった条件に適合するものについては、予算を十分ふやして事業のほうで、ひとつ何とかカバーするように考えまして、個人の負担というものをそこで軽減するということとを考へることによつて、まあそういう間接的にはございすけれども、買い取り請求等があつた場合にこたえるようにしてまいりたい、このように思つておるわけでございます。

○沢田政治君 最後に大臣に要望というか、意見をただしておきたいと思ひますが、これはこの法案だけに關係ございせんが、これは私の感じが資料請求をしたわけですね。そうして、資料を見てからまた質問ということになつていふと思うのです。どうも私は建設委員会あまり長くないので、質問する場合質問者に対してどういふ質問をするかということを開きに求めるのは非常に熱心ですね。うるさいほどですね。聞きに来るのが悪いとは思ひないし、ある程度こういうことを質問しますと言つておいたほうが、的確に答弁を聞くためにいいと思ひます。ところが、非常に何と申しますか、建設省全体がなるべく質問を早くさせるという配慮かどうか、そういう資料をあまり出さずですね。私他の委員会にもおつたことがありますが、非常に親切なものであつた。大体こういう資料を要求されるであらうというものを全部出していただく。ところが建設関係の場合には、ほとんど提案趣旨説明をしたくらい程度

には、それによって自然状態のままに崩壊の危険が非常に生ずるという場合には、まず急傾斜地のこの法律にございますように、第九条でいわれる勧告の措置がとられるわけでございまして、急傾斜地の所有者、管理者もしくは占有者あるいは急傾斜地の崩壊によって被害を受けるおそれのある者に対してすることになっておりますが、どこまでも勧告でございまして、工事を強制することはできないわけでございまして、そこで十二条にうたっておりますように、そうかといってそういった不在地主等に対して工事を施行しろと言つても、自然がけの場合で非常に工事が至難であるとか、あるいは工事が非常に大きいというような場合には十二条を発動いたしまして、都道府県がみずから公共事業として防止工事を施行するというに相なるわけであります。

○宮崎正義君 私には前回の十二条の件について何っておきましたのですが、実は九条と十二条のいま回答がありましたけれども、過去においてこういうことがありませんでしたでしょうか、過去の事例。

○政府委員(坂野重信君) 過去におきましてこういう法律もございせんし、法律の施行前において予算補助でばつ防止工事を進めていたわけでございまして、法律ができた上いろいろな問題が出てくるわけでございまして、いままではおきましては法律ができておりませんが、そういうようなことを行なつた、あるいは行政指導をしたとか、規制措置を行なつたという事例はございません。

○宮崎正義君 これは私はこの点についても相当調査をしていかなければならないと思うのです。所有者が戦後変わったり何かしている移動あるいは入り会い問題等から考え合わせまして、相当こういうことが事実上は残っている、こういうふうに見えていいと思います。したがって、時間がございせんから事例をあげて申し上げるのはきょうはやめますけれども、そういう事例も私はあるように調査をしているわけです。ともかくも

再度この法律案が設定されると同時に、その以前において当然これは調査しなければならぬ。その責任が当然ある、こういうふうになるわけでありまして、したがって、この点につきましてもこの程度の要望でとめておきます。

さらに、資料をいただきました四十三年度急傾斜地崩壊対策事業費負担区分・率実績という面から前回私が質問をいたしました十分の四というものは、なるほど内訳を見ますと、どのほどどの県も十分の四の国の負担になっております。ところが県費のほうにいきますと北海道の六〇〇〇から滋賀県の六〇〇〇それから愛媛の五八・二〇〇というふうな、この基準率からさらに上回つた県費を出して、それが超過負担として変わつてきている、こういうふうになるわけですね。そこで、今回は十分の五ということになれば、この過去におけるところの施策というものが非常にずさんであるようにも考えられますし、将来もまた思ひやられるわけで、それで質問をするわけですが、この点についてどういうふうにお考えになっておりますか、伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(坂野重信君) 確かにこの法律施行前に事業を進めていたわけでございまして、法律もまだはつきりいたさない段階で県のほうといろいろ私ども相談しながら事業を進めたわけでございまして、県によりまして、確かに先生の御指摘のように市町村負担等が入つておつてところと入つていないとで県の出し分が違つておつてアンバランスを生じていることは、事実でございまして、御指摘のとおりでございまして、今後この法律が施行ということになってまいりますと、できるだけ私どもは統一的にひとつ県率のアンバランスがないようなことで、しかも法律に違反しないようなことを考慮しながら県率のアンバランスがないような行政指導を、十分ひとつ行なつてまいりたいというぐあいに考えております。

○宮崎正義君 私は県費だけの問題をいま言いましたが、市町村をやはり含めたものですか、そうしますと六〇〇〇ですととんとんですね。どこ

の地方自治団体もみな六〇〇〇の負担をして今日までしているわけです。これらが超過負担になつてあらわれてくるというふうにも思えるわけですね。この点につきましても局長からの回答がありましたけれども、大臣から念のためにこの件について伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(坪川信三君) この問題については、各委員の各位からも十分御指摘あるいは御要望もございました。ただいま宮崎委員も適切な御要望をいただいておりますので、今後私をいただいておる次第でございまして、今後私は大事な検討すべき問題として前向きに検討を加えて、そして各委員の御指摘になりました線に沿うような配意を今後いたしてまいりたい、こういうふうな気持ちでおることで御了承願ひたいと思ひます。

○宮崎正義君 きょうのニュースに岐阜の崩壊のニュースがありましたが、御存じでしたら報告してください。

○政府委員(坂野重信君) 承知いたしております。崩壊がございまして不幸にして三名の死者を出したわけでございまして、詳細につきましては、どういふ現象でどういふ状態だったということはお、いま調査中でございまして、よく承知いたしております。まことに事故を起こしたということは残念に思ひます。

○宮崎正義君 いま調査中というお話でございしますが、三名も人がなくなつておる、倒壊した家もあるように聞いておりますし、非常に調査が手ぬるいんじゃないかと思ひます。何のために今日の文明機関があるのか、また何のためにわれわれの行政組織機構があるのか、そういう面から、当然緊急に詳細が明らかにされていいのじゃないか、私はこう思うのですが、その点どう思ひますか。

○国務大臣(坪川信三君) まことにごもっともな御意見、御要望でございまして。私も審議の始まる前に、さつそく梅雨前線の本日九時現在の時点における全国の被害状況を御報告させていただきます。た気持ちもここにあらうな次第でございまして。

御指摘の岐阜県の坂下町の土砂くずれのため死者を三名出し、負傷者が二名、全壊家屋が一棟という状況でございまして、つづしで死者の霊に哀悼の誠を捧げ、また負傷者の全快を心からお祈りも申し上げたいと思ふ次第でありますとともに、これらの被害現況、あるいはこれに対する措置等につきましても、もう本省から地建また県を通じて指示をいたしておりますので、決して放置いたしておるような問題ではなくして、当然、緊急に措置を講ずべき問題点として、ただいま建設省といたしましては手配をいたし、また詳細にわたる報告も間近にまいるだろうと期待をいたしておりますが、いずれにいたしましても緊急措置を講ずるよう指示をいたしておりますので、御了解いただきたいと思います。

○宮崎正義君 私は、まだ工事採択基準等についてお尋ねしたいと思ひましたけれども、時間が相当長くなりますので省略いたしました。七千四百カ所というものが十カ年計画のような形で取り行なわれようとしております。その中の千百でございまして、緊急を要するもの、その面を取り上げて、いつときも早くということなんです。これも五カ年の計画だそうであります。しかも四十二年からこの急傾斜地の対策としての費用を取つてやつて工事を二百七十二カ所、そのうちの九十七が今年度を入れての完成予定、こういうふうな前回のときの回答でございまして。私の、前回も申し上げましたように心配しているのは、日々刻々、大臣の言う日本の特異な地勢なり、地域に置かれていきやすいのだという面から、すでに今回のこの雨で岐阜に崩壊があり、しかもまたこの雨がどのように続くか、またどのような地域に移っていくか、そのたびにははらばらしななければならない、不安の中に国民は生活をしていかなければならぬにもかかわらず、千百カ所という重点の地域を選びながらも、さらには四十二年度から二百七十二カ所に対して九十七しか、今年度入れ

てできないというその進捗状態で、国民が安心して生活ができるかどうか。こういう面を今日の時点の上から考えて非常に憂えるわけだ。したがって、大臣の答弁、今後はこのようにやって必ず国民生活上、関係の人たちに納得ができるようなことをいたしますと、こういう私は明確な答弁を願って私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(坪川信三君) われわれの国民の人命につながる最もきびしい重大な問題が、この法案の中に含まれておる重大な使命のあることを考えますときに、私は、建設大臣に就任いたしました以来、最も重大に措置を講じなければならぬ問題、やはり国民の人命を守ると、人命につながる厳密な倫理性を持った仕事の多いことを考えるときに、私は、それに対する配慮をこまかにいたすべきである、こういう方針を明らかにさせていただきます。そういう方針を明らかにした次第であります。そうした気持ちは関連するこの法律案に対する予算的措置あるいはそれに対するところの防止施策の具体化というような問題については、一応年次計画としては立てましたけれども、私は予算配慮、予算措置等につきましては、来年度の予算配慮にいたしました。私はこの点を十分踏まえまして計画を上回る予算措置を要求いたしながら、この問題の解決の一日も早からんことをお願いいたします。今後配慮いたしてまいりたいと、こういう決意でありますことを表明申し上げます。御理解を仰ぎたいと思う次第であります。

○高山恒雄君 先ほど来、各委員からのお話がございますように、人命保護を中心とする法案でございます。その審議の途中において岐阜県で三名の方がとうとう人命を失われたということについては、全くこの案としても当を得ておるのではないかとこの案は、私はいたしておるのでありますけれども、先ほど沢田委員から御指摘がございましたように、砂防法があり、宅地造成法があり、地すべり法があり、そうしてその中にさらに急傾斜の防止法として提案されておるわけですが、その目的がまあ大臣、繰り返しあるいは局長も言っておられるように、やっぱり主体性は人命を保護するという立場をとっておるのだと、こういう御意見なんです。私は、それにしてもあまりにもずさんではないかと思うのです。人命は地すべりだけではございせん。大臣は、もつともその点は建設相としてお考え願ったのではないかと、思ふのです。たとえば福井の例を見ましても、あるいは山梨の例を見ましても、この人命を保護するという立場ならば、河川もともにやっぱりこれを並行しなくやらねえと私は思ふのです。それがただ三十度を中心とする地すべりだけをこの法案を提案するというだけでは、人命の保護にならぬと思うのです。やっぱり双方があると思ふのです。たとえば集中豪雨で急激な水が出てきた。そうして上は三十度以上の山であった、下は川だ。こういう場合、これは両方をやっぱり考えなければ人命保護にならないわけですね。それが単に三十度を中心とする人命保護のための急傾斜の防止をしていくのだという考え方が——むしろこの建設省全体から考えてみれば、部分的な法案が出てくるというのを私は否定するわけではありませぬけれども、しかし、目的とやらんと考えておられる問題が、あまりにも小さ過ぎる。もつと大きく広げてそうして、そういう危険地域というものは事前防止するという立場をとる限りにおいては、私はどうしてそれを入れなかつたかという点をまず指摘をしておきたいと思ふのです。その点は、もう大臣は私より詳しい、福井の実態も見ておいでになつたと思ひますが、私も見てきたのです。あれもそうです。山梨もそうです。それから、この新潟もそうです。したがって、何も山だけじゃなくて、やっぱり集中豪雨というところになれば、これは河川の問題をどうするか、これと並行的なものが、これに加わつておるか、ことなれば、当を得た私は法案かと考える。この点では、建設省としては、あまりにも一つの問題だけの提案ではこま過ぎる。大臣はどうお考えになるか、この点ひとつ。

が、その目的がまあ大臣、繰り返しあるいは局長も言っておられるように、やっぱり主体性は人命を保護するという立場をとっておるのだと、こういう御意見なんです。私は、それにしてもあまりにもずさんではないかと思うのです。人命は地すべりだけではございせん。大臣は、もつともその点は建設相としてお考え願ったのではないかと、思ふのです。たとえば福井の例を見ましても、あるいは山梨の例を見ましても、この人命を保護するという立場ならば、河川もともにやっぱりこれを並行しなくやらねえと私は思ふのです。それがただ三十度を中心とする地すべりだけをこの法案を提案するというだけでは、人命の保護にならぬと思うのです。やっぱり双方があると思ふのです。たとえば集中豪雨で急激な水が出てきた。そうして上は三十度以上の山であった、下は川だ。こういう場合、これは両方をやっぱり考えなければ人命保護にならないわけですね。それが単に三十度を中心とする人命保護のための急傾斜の防止をしていくのだという考え方が——むしろこの建設省全体から考えてみれば、部分的な法案が出てくるというのを私は否定するわけではありませぬけれども、しかし、目的とやらんと考えておられる問題が、あまりにも小さ過ぎる。もつと大きく広げてそうして、そういう危険地域というものは事前防止するという立場をとる限りにおいては、私はどうしてそれを入れなかつたかという点をまず指摘をしておきたいと思ふのです。その点は、もう大臣は私より詳しい、福井の実態も見ておいでになつたと思ひますが、私も見てきたのです。あれもそうです。山梨もそうです。それから、この新潟もそうです。したがって、何も山だけじゃなくて、やっぱり集中豪雨というところになれば、これは河川の問題をどうするか、これと並行的なものが、これに加わつておるか、ことなれば、当を得た私は法案かと考える。この点では、建設省としては、あまりにも一つの問題だけの提案ではこま過ぎる。大臣はどうお考えになるか、この点ひとつ。

○国務大臣(坪川信三君) この大事な法案を、私、先ほどから各位のまことに適切な御審議を賜つておるときに、頭に浮かんでまいりましたのは、ふしぎな因縁と申しますか、過般衆議院における午後八時前後、この法案を満場一致で議決を仰いだ、その直後に、新潟県の地すべりが起きまして、現地に私が向かひまして、その対策に苦慮をいたしました点、またいま参議院の当委員会において御議決をちょうだいいたすことを想像される今時点において、こうした問題が岐阜県において発生をいたしておる。この現実を考えますときに、天がわれわれに勵ましの叱正を下しているのだというほどまで私は感慨にふけりながら、この問題のきびしい重い任のあることを銘記いたして、皆さまの御意見も拝聴いたしておるような私の心境をそのまま申し上げて、私のこれからこの厳密な問題に取り組み決意のほどをお察し賜わりたいと思ひますとともに、いま御指摘になりました高山先生おっしゃるとおり、いわゆる河川対策、土砂くずれ対策、砂防対策、これなどがすべていまの不幸な問題に関連することを思ひます。私は治水五十年計画という大柱を中心としたしまして、これら関連する諸法案の適用に對しまして、最も配慮をきびしくいたしながら予算措置も講じつつ、これらの不幸の解消に全努力をささげたいという覚悟であることを表明申し上げます。御理解いただきたいと思ひます。

○高山恒雄君 それで、少なくとも、それをひとつ並行的に今後お考え願いたいと思ひます。そこで、警戒避難体制をやはり整備する、こうおっしゃっているわけですね。ところが、かりに、これは仮定ですが、ある地域で、十軒なりあるいは十五軒なり、それが少なくとも危険な地域である、こういう判定が下つた。その地域が決定しますならば、一体避難所、待避所というものをどう考えるかということが、さしたたり、これは法律上にも出ておるのですから、考えにやならぬことです。そうしますと、二キロも離れたところに待避所しておつたのでは、私はいかに情報機関

が完備されたとはいひながら、あるいはまた天気予報、そういうものが完全無欠ではない、こう信ずるわけですね。特に集中豪雨等は御承知のようにある程度この誤報が起つて、そうして災害を招く場合が多い実績を持っております。そういう意味から考えますと、かりに待避所ということをやつて、二キロもあるところの待避所ではどうにもならないと思ふのです。そうしますと、少なくとも、その地域の、つまり地すべりに對するそうした急傾斜に對する防止などに、待避所という問題をどうするか。これはもう直ちに浮かんでこなくちゃならない問題です。したがつてもしその待避所をつくらうとする場合に、一体国はそれに対する助成をするのかどうか、補助金の二分の一も出してやるのか、あるいはそれだけのものがあるなら四分の三は政府がやっぱり負担してやるのか。こういう決意なのか。これには何にも載つていないわけですね。義務づけをするという点、もつと私は配慮があつてほしいと思ふのですが、これは局長どうですか。この点ひとつ詳しく説明してください。

○政府委員(坂野重信君) 私、御指摘のようにこの法律に警戒避難体制の問題が出ておるわけでございます。詳細な警戒避難体制を含めた市町村の防災計画といひますか、それは防災対策の基本法という中で、市町村防災計画というものが打ち立てられるわけでございます。その際に急傾斜の問題も含めて、今度はこの法律に基づいて義務づけられるわけでございます。市町村防災計画をつくる際には、急傾斜の問題を含めた防災計画を今後はずきりつくられるわけでありまして、そこで避難の問題、その中でいろいろ私どもは考えておるわけでございます。避難につきましましては、まず区域ごとに責任者を定める、あるいは避難のルート、場所、あるいは収容人員等を定めてまいります。避難の指示のやり方、伝達の方法、連絡機関いろいろ考えておるわけでございます。先生の御指摘のように確かに避難の場所、あるいは収容等の問題あるわけでございます。まあ非常に学校等の施

考えて非常に大ざっぱなことしか言えないと思
うのですけれども、どのくらい予算が必要だとい
うふうに思いますか。

○政府委員(坂野重信君) ざっと申し上げま
す、約一千億程度に考えております。

○春日正一君 ところで、いままでのあれを見ま
すと、法律前ですからそういうこともあると思
うのですけれども、四十二年度が二億、四十三年度が
六億、四十四年度が八億というテンポなんです
ね。そうするとこれはこのテンポでいったら、実
際にはもうとても間に合わぬということになるわ
けですわ。先ほど来言われているように、これは
直接人命にかかわるような問題を含んでいることと

だし、早急にやらなければならぬと思うのですけれども、そういう意味では、こういう問題こそ政府の重要施策として三カ年計画なり五カ年計画なりというものはつきり出して、それによって予算的な保障をきちんとつけてやっていくということが必要なんじゃないかと思うのですよ。その点、大臣どうお考えになるか、お聞きたい。

○国務大臣(坪川信三君) 各先生方から御要望になりました、御指摘になりました問題点でございます。私も先ほども申しましたごとく、一応事務當局といたしましては、五カ年計画の計画を持ちながら推し進めてまいる次第でございますが、私といたしましては、国民の人命につながる最もきびしい重要な問題でありますので、これに対する単なる五カ年計画を、年次計画を立てて、そして事足りりという安易感を持つべきでないという観点から予算上の要求も配慮も、来年度は特別考えてまいりたいと、こういうようなことで私は実施段階において、これが言いかえますならば三カ年でこれが終了いたし、また次の時点に対する残りの対策を講ずるといふような漸進的といえますか、優先的な問題として私はこの問題に取り組んでまいりたいと、こういう覚悟をしておりますので、その積極的なという点と失礼でございますが、そうした気持ちで進めることだけは私は決意いたしておりますので、その点で御理解いただきたい

とこう考えます。

○春日正一君 その点は、これはほんとうに私はなせ五カ年計画といふことをいいますかと言うと、それで縛つてしまつて、政府全体としての責任として、大臣が変わつても、予算としてそれだけはもう出るものだといふくらいにしてしまわなければ、坪川大臣のときは熱心だったが、別の大臣になったら今度は少なくなつたといふようなこともないわけじゃないと思うので、やはり国の姿勢として、当然五カ年間でこれだけはやつてしまふのだといふような姿勢を示すべきじゃないかといふのが、私の質問の趣旨だつたわけです。

そこでもう一つ、県でもつてこの種の事業を単独でやつておるものがあるかと思ふのですけれども、どのくらいやつていますか。

○政府委員(坂野重信君) 秋田県等十五県で実例的にやつておられます、四十二年度、四十三年度の実績を見てみますと、個所数で二百五十五カ所で、事業費が約二億二千万円でもつて実施しております。

○春日正一君 まあこういうものは、当然この法律ができれば、法律で吸収をされて補助事業になる本来そうなるべき性質のものであらうと思ふのです。ただ問題は予算が非常に少ない、ワクからはみ出すために単独でやらなければならぬといふような、実際必要に満たないから単独でやらなければならぬといふような事態も起こり得るのですけれども、やはり先ほども述べましたように予算の規模を拡大して、県で単独でやるものが補助対象に当然入るようすべきだ、法律ができる以上当然そうすべきだと思うのですが、その点どうですか、そうなりますか。

○政府委員(坂野重信君) 先生の御指摘のように県単独でやつておるものの中には待ち切れないでやつておるものもございますし、あるいは採択基準が一応現在のような採択基準をきめておりますので、採択基準に合致しない小規模なものもございますので、どちらかという小規模なものが多かつて非常に危険で待ち切れないといふものが多

うございますので、私もどしどしいたしました。さつき大臣が申し上げましたように採択基準につきましては、今後事業の執行に際してできるだけ緩和いたしまして、小規模のものも採択できるように計画を将来検討したいと思つております。また予算の伸びに促つて、県において施行しているものでも採択できるものはできるだけ積極的に採択するといふ方向で進んでまいりたいと思つております。

○春日正一君 具体的な問題でお聞きしますが、人工がけについてはこの法律の外になつておるわけですが、宅地造成規制法のできる前につくつたものとか、規制法で許可を得てつくつたけれども、その後事情が変化して危険が出てきたといふようなものについては改善命令を出す、といふことになつておるけれども、改善命令を出す場合、どういふ場合にだれに出すのかといふ点はどうなつておるのですか。

○政府委員(坂野重信君) 十条に書いてございまして、改善命令につきましては、人工がけについて考えておるわけでございます。人工的なものによつてがけをつくつた場合、あるいはがけに對して人工的な施設をした場合といふものを主體として考えております。そこに法律に書いてございまして、急傾斜地の危険な区域の中において、人工的な工事のものがきつて行なつたことは行なつたけれども、また違法ではないけれども、どうも不完全である。やつた結果が不完全なために、これを放置するときには急傾斜地の崩壊が著しいといふものが明白であるような場合に、それをどうしようもするというのを除かなければいけないといふような場合において、相當な猶予期限といふものを附しまして、そうして諸般の事情からいって、それは當然そういった改善命令を出して適當であるといふような場合に対して、改善命令を出すわけでございます。まあ具體的には主として指定事業からそういった相當工事やつたことが古くても、行為者がはつきりわ

かつておるような場合には改善命令といふものが適用されるわけでございます。

○春日正一君 行為者だけにすすわけですか。

○政府委員(坂野重信君) 第一次的には土地の所有者、それから管理者あるいは占有者といふことになるわけでございます。

○春日正一君 そこで、その場合公庫で融資するといふことになつておるのですけれども、どのくらいまで融資されるのですか。

○政府委員(坂野重信君) 融資限度が定められておまして、それは住宅金融公庫法によつて定められておるわけでございます。防止工事の場合には貸し付けの限度が防災工事に要する費用の七割五分に相當する金額であつて、限度としては十割五分に相當する金額までがその防災工事箇所ごとに對して個人ごとにそういう貸し付けができるということでありまして。

○春日正一君 そこで、改善命令で防止工事をやれといふのは、先ほど局長の説明があつたように、それが出されるわけですね。ほつておくわけにいかぬところに出されるわけですが、その限度で、最高七十万円ですか、その限度で間に合ふ工事ならいい。あるいはせめて百万円ぐらいで七割ぐらゐまで公庫で融資してくればやれるといふ限度ならいいけれども、しかし大きな金額になつてくる。しかもそういうところへ住んでおる人間といふのは、わりあい金のない人が住んでおるのです。大体私のところなどでもそうだけれども、谷の上には東芝の社長が住んでおる。私はがけの下に住んでおる。大体そういうものですね。だから、そういう危険なところに住んでおる人に防災命令が出されたとしても、やらなきゃならぬけれども、公庫の融資だけでは間に合いません、とてもやりようがありませんといふことになつたらどうしますか。

○政府委員(坂野重信君) 防止工事をやらせる場合には、これは個人にそういう改善命令を出し

て防止工事をやらせるわけですから、やはりその防止工事自体の規模はあまり大きくしない。これは県工事の場合もそうでございますが、しかし県工事と違ひまして、防止工事のそういった命令を出してやらせるわけですから、これは必要最小限度のもちろん工事でなければならぬと私は考えておるわけでございます。できるだけ個人の負担はしたがつて少なくなるようなことを、そういうようなやはり改善命令を出すにいたしまして、そういうことをまず前提条件として考えるべきじゃないかと思つておるわけでございます。たとえばちょっと概算、一つの例でございますが、人家がかりに五十戸あつたと、それに対して防止工事が五百万、まあ五百万といふとかなり大がかりな工事だと思ひます。防止工事としては、そういたしますと、平均すると、かりに各戸平均、これはいろいろ問題があるわけでございますが、各戸平均で持つとすれば一戸当たり十萬円の防止工事が必要だといふことになつておる。そうなりますと、公庫の貸し付け限度は、さつき申し上げましたように、一件の工事について一戸当たりが十萬ないし七十万までできるわけでございます。そういう意味からいいますと、一戸当たりが十萬の負担という、十萬ないし七十万の公庫融資の貸し付け限度内には入るというぐあいに考えておるわけでございます。いづれにいたしましても、そういう面で実的に適用する場合には弾力的に考えてまいりたいと思つておるわけでございます。しかし、法律の中にうたつておりますように、やはり改善命令は当然出す必要がある、それに対してどうしても改善命令に従わないといふ場合には、やはり強制執行の規定をこの中にうたつておられて、それによつて、かわつてひとつ代執行をやつて、そしてあとでその料金を出していただくといふようなことでいくわけですね。できるだけ防止工事の内容は、さつき申しましたように、個人の負担がかけられないようなことで最小の限度で最大の効果をあげるようなやはり改善命令の内容にすべきだといふことが、最も大きなポイントでは

○春日正一君 そうすると、いまの話聞いていて私心配したのは、そういう急傾斜して危険があつて防止命令が出されるというような個所でも、工事者がはつきりしておつて負担能力があるわけではないのかという場合以外は実際上はできないのではないかと

ことを心配しておったのです。いまの局長の説明だと、それは代執行でやると、そしてそれを長期にわたって取り立てるといふことになるのですか。こういう問題ではやはり負担できる人が負担できればそれは当然いいけれども、一般に言つて、先ほど言つたように、そういった危険な地域に住んでおる人たちというのは、負担能力のある人たちが少ないといふふうに見られるわけですから、やはり国の仕事として、補助事業として県なり国なりで改善していく、またそうしなければ実際に進まぬといふような場合がたくさん出てくるのじゃないかと思うので、そういう点はどうなんですか。やはり代執行してとにかく何年かかってもしっかり立てるといふたてまえにしなければならぬといふことですか。

○政府委員(坂野重信君) 先ほど申し上げましたように、この法律を適用するやはり前提は、人工的な行為を行なったということが前提になっておるわけでございます。自然がけの場合は、もちろんこれはできるだけ積極的に公共団体でもってめんどろを見るということでございますので、直接的に人工的な行為を行なったためにそういった危険が出てきたという原因が明らかな場合には、どうしてもそういう方法がないわけでございます。しかし、そういう制限行為を行なったかどうかはなかなか判定し得ないというようなケースもあるわけでございます。そういう段階におきましては、できるだけ弾力的に、なるべくそれは個人の負担のないようにということを考えますけれども、明らかに制限行為を行なって、それが原因となって危険な状態になったということが前提となって改善命令を出すわけでございますので、そういう限度内におきましては、やはり代執行とい

うこともやむを得ないのじゃないかということですが、どこまでも制限行為を行なったために非常に重大な崩壊のおそれが出てきたというのが前提でございますので、それに当てはまらないものは自然がけという範疇でめんどろを見る、ということになるわけでございます。

○春日正一君　その問題は、実際の法律が動いていく中でいろいろ出てくると思いますが。そういう点私も気をつけて見ていきたいと思えますけれども、もう一つ具体的な問題で、非常に先ほど来言われている、いろいろな法律が錯綜してかみ合っており、そのためになかなか効果があがっていないのじゃないかということを、先ほど来皆さんから指摘されておるのですけれども、四十二年の七月の豪雨の災害で二十一名死亡した市ヶ原のゴルフ場のあったところですね。あの災害の復旧と防止の対策はどうなっておりますか。

○説明員(播磨雅雄君) 神戸の葺合区にある市ヶ原ゴルフ場のがけくずれの問題でございますが、事件が起きましたから後四十二年の七月九日に集中豪雨がございましてがけくずれが起こったわ

けでございますが、その後、神戸市当局から再三勧告をしたのでございますが、会社そのものが経営状態が非常に悪くなっております、実際なかなかやらなかったのでございます。そこで、年を越しまして四十三年の四月二十七日になりました、神戸市は規制法の十六条によりますところの改善命令を出しまして、それに従わないということで強制代執行によりまして代執行を行ないました。代執行になったのが四十三年の六月十日から三十日までの間に行なわれたわけでございます。それでまずあとは一応防いでおる、こういうのが実情でございます。

○春日正一君　そのところ、私のほうで調べているのはこうなっているのですけれども、いま言われたように四十三年四月二十七日、改善命令が出された。改善の内容として一、二、三、四、五、六項目出されているのですね、箇所として。それを四十三年五月二十日までにはやれという命令が出

されたけれどもやらないので、四十三年五月二十三日に代執行による戒告をし、六月十日から三十日に知事が代執行した。しかしこれは五と六の項だけです。だからあとの一のクラブ西側にふとんかご、高さ二メートル延長十二メートルを設置するとか、同じく西側ふとんかご、二メートルの二十二メートルを設置、あるいは流出土砂のしゅんせつをすること、三番目の東南側の崩壊斜面に土砂流出防止用丸太さく一メートル、十メートル、これを三段設置すること。まあこういった四つの項目についてはやられてないというふうに聞いているのですがどうなんでしょうか、その点は。

○説明員(播磨雅雄君) ただいま先生おっしゃいましたとおりでございまして、代執行を行ないましたのは六項目のうちの五、六でございまして。と申しますのは、この五、六がきわめて何といえますか次の危険を呼び起こしやすいものでございまして、この点につきまして百七十七万円を持ってないのでございますから代執行を行なったのでございますが、一から四までにつきましては、当座まあしばらくいいんではないかという判断で、執行はやっていないわけでございます。

○春日正一君　そこで、この六甲開発株式会社というのが実際に倒産状態でそういう責任を負わない、協力しない、それで代執行をしたというのですが、その代執行した金はだれから取りますか。

○説明員(播磨雅雄君)　この会社が現在まあそういう財政状況にあることは、おっしゃったとおりでございますが、したがって被害者との示談は成立はいたしておるのでございますが、その金を払うのには土地を売らなければ払えない。それでこういった問題を起す土地でございますので、なかなか売れないということで民事上の示談も成立はしたけれども、金は払ってない。したがって先ほど申しました神戸市の百七十七万円も、この土地が処分できないと神戸市の金が入ってこないという状況でございますが、何ぶんにもまだ一応財産は持つておるものでございますから、何とか取り立てるといふ方針はできておるわ

けでございます。

○春日正一君　そうすると、まあ土地は押えておるといふふうに理解していいのですか。その点はどうですか。

○説明員(播磨雅雄君) 正確なところまで私存に
ておりませんが、そういうことだと思います。

○春日正一君　もう一つ、そういうややこしいことになっている。そしてこのいきさつというのは、この前災害のときに私まあ長い時間かけてお聞きしたのですけれども、結局あれは自然公園になつておつて、許可するのは厚生省が許可した。それで、地元ではいふんこれがやられたら危険があるといつて反対があつたのですけれども、許可をしてしまつて、しかも当時兵庫県の宅造關係の責任のある人が、この工事は完璧だ、絶対心配な事ないといふことで乗り切つたあげくが、ああいうことになつて崩壊したのですね。片方の斜面では二十一一名も死んでいる。それで大臣にこの写真を見てちょっと考えていただきたいのですけれどもね。ここですわ。その上のはうがゴルフ場ですね。そこをいじつたために、これだけであつてきて、そしてこの下にあつた休み茶屋とか

交番が流れて三十一名死亡して、まだ死体の発見されないう人もあるのじゃないですか。そういう状態になっている。そしてこういう状態ですからね。あそこの土質ですから、このままにしておいたら、またこういう雨が降ってくれば、またくずれる危険性は私は十分にあると思うのですが、これはこのままになっているんです。これでいいのかどうかということですね。裏に書いてありますよ、場所は、写真の裏に、一番大きな被害の出したところですね。

○説明員(播磨雅雄君) 一応見ましたときに神戸市と連絡をとりまして、あとの監視は続けておるわけでございますが、まあ危険と判断するかどうかが、神戸市の判断にまかせておるわけでございますけれども、御指摘の点につきましては、もう一ぺん念のためによく検討してみます。

○春日正一君 それでこういうことになっている

というんです。ほかのところにはいま言った改善命令が緊急の場所には出されている。どうしてもあぶないところは代執行をやっておる。その場所には目下裁判中なので現状保全ということで手がつけられないことになっているんだそうです。私はそれでびっくりしているんです。裁判で証拠保全のためにそうしておかなければならないということも、法律上必要なんでしょうけれども、そういう危険な箇所を、裁判が争われておるから現状保全だと。裁判が結着がつくまでそのままだしておけというようにすることにしなきゃならないのかどうか。私そう聞いています。地元からは。

○説明員(播磨雅雄君) 私必ずしもはつきりいたしておりませんので、その点もお聞きして打ち合わせたいと思いますけれども、裁判が進行しておるからといって、何でもかんでもそれがほうっておかなければならぬということ、それによつてかりに大きな災害があり得るという場合の問題点は考慮して考えなければいけないと思います。で、危険の度合いと、はたしてそういう理由でおいてあるのかどうかという点につきましては、神戸市当局に問い合わせまして、それを考えたいと思います。

○春日正一君 私、この問題で言いたかったことは、そういうふうに国立自然公園法が何かあって、それで地元が反対しようと思つたら、厚生省は自然の景観をこわさないという観点だけでゴルフ場を山の上につくことを許可してしまうというふうなことがやられてくる。そういう形で、あそこ大きな被害を起して、直接的にはあの辺の住民が被害を受けたし、建設省がやらなければならぬということになってくるわけですね。宅造とかそういう問題でもそういうことがあるわけですね。この前も、鎌倉市と横浜の境の直角に切ったところの写真をここでお見せしたんだけれども、ああいうふうな形でとくにそこには家はなかったけれども、すばつと切つてしまふようなことをやるというふうなことが、これは別な法律でやられる、あるいは自然がけをつくつたと

いうことになると思うのです。そういうふうな形になるんです。だからこの法律との関連を見ますと、政府から出された説明資料でもずいぶんいろいろあります。宅造規制法とか地すべりの関係とか、何の関係とかいろいろ法律がからんで、そしてこの一体何をやるんだということはどういうふうな形からいふと、大臣指摘されたような状態になっておつて、そして何かお互いにおれの所管でないような形でやりつぱなしにしている。あるいはおれの所管だからおれの権限で許可してしまうというふうなことになる。ああいう大きな災害を起す。非常に大きいし、そういうことではほかの法律の許可権限やそういうものが違つておるということのために、どういう結果をもたすかということ、一番よく証明した一つの災害だつたと思うのです。だからそこにあるのか。その辺よく連絡いたします。協議してみますと言つても、そういう点はやはり根本を一本押さえる。これは押さえて、そして今度できる法律ならば法律の趣旨に沿つて、きちつとそれがやれるように、運用できるようにしていくという仕組みとか、保障というものはどうなっているのか。そこをばっちりさせておきませんと、この法律の効果というものが、やはり方から穴があいてくるようなことになるのではないかと。そこが私は心配なので説明を聞いても、足和田村のあの惨事の場合はどうなんだろう、あれは砂防であります、河川であります、こうなつてしまふ。神戸の六甲のあれみたいに自然公園法であります、こうなつてしまふというふうな形で、いろいろなところからそういうものが出てきて、結果としては災害という形で出てきてしまつて、総合的にやはり防いでいく、あるいはそういう原因をつくらせないように予防していくというふうなことが、やはりもっと考えられて、そういう仕組みがつくられていってしかるべきじゃないか。この点は先ほど来、こういう法律一本にしろという御意見もあつたようだけれども、そういう点

で大臣の考え方、今後の運用なり、これから先のこういうものについてのやり方なり、それをお聞かせ願ひたいと思います。

○国務大臣(坪川信三君) 春日委員もお聞き及びのとおりでございまして、先ほど来、こうした関連を持つところの法案あるいは施行令あるいは施行細則等の一元化という問題については、すべて人命につながる最も重要な関連性を持つ諸般の問題が含まれておりますので、国家的にやはり統一的な方針を立てるということ、私は十分ひとつ検討を加えるべき非常に大事な問題点である、こう思う次第でございまして、御承知のとおりに、建設省関係の諸法案あるいは施行細則あるいは施行令を数えてみますと、約二百一本あるというふうな現在でございまして、いまも私、お聞きしながら、それらの内容をちよいちよい散見いたしながら、やはりこういうふうな点はこうあるべきだなどというふうな気持ちもいま持ちながら、いまの御意見も聞いておるような次第でございまして、先ほどから高山委員並びに沢田委員から御指摘になりましたことの問題については、やはり十分ひとつまじめな気持ちで取り組んでいくことが、私は行政上非常に重要な問題である、こういうふうな決意で取り組みたい、こう考えております。

○委員長(大和与一君) この際、委員の異動について報告いたします。本日中村英男君が委員を辞任され、その補欠として田中一君が選任されました。

○委員長(大和与一君) ほかに御発言がなければ、質疑は終了したものと認めて御異議ございせんか。

○委員長(大和与一君) 御異議ないと認め、質疑は終局いたしました。

別は御意見もないようでございますから、討論はないものと認めて御異議ございせんか。

○委員長(大和与一君) 御異議ないと認め、討論は終局いたしました。

○委員長(大和与一君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(大和与一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大和与一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。